

# 『第5次潟上市男女共同参画推進計画（仮称）』策定方針

令和7年4月  
企画政策課

## 1. 計画策定の趣旨

市では、豊かで活力ある社会を実現させるため、男女の人権が尊重され、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を市の重点施策として位置付け、平成18年3月に「ハートフルプランかたがみ2006（潟上市男女共同参画推進計画）」を策定しました。その後、平成23年3月にはこれを引き継ぐ「ハートフルプランかたがみ2011（第2次潟上市男女共同参画推進計画）」を、平成28年3月には「ハートフルプランかたがみ2016（第3次潟上市男女共同参画推進計画）」、令和3年3月には「ハートフルプランかたがみ2021（第4次潟上市男女共同参画推進計画）」を策定し、計画に基づき切れ目なく各種施策を推進してきました。

しかし、人口減少や少子高齢化をはじめ、女性の活躍推進やワークライフバランス、DV等、社会情勢は第4次計画策定時から変化しています。これに伴い浮かび上がる様々な課題に対処し、性別にかかわらず誰もが生きやすい社会とするためにも、男女共同参画社会の実現が求められています。

このことから、国や県の動向を踏まえつつ、第4次計画までの成果や社会情勢の変化によって生じた新たな課題を踏まえて、第5次計画を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「潟上市男女共同参画推進条例」第8条第1項の規定に基づく計画として位置づけます。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市の女性活躍推進計画と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく市の基本計画を一体的に策定し、各計画の性格を併せもつものとしします。

計画の策定にあたり、国や県の男女共同参画推進計画を踏まえ、潟上市総合計画をはじめとする市の各種計画との整合性を図ります。

## 3. 策定すべき内容

市が策定する各種計画、またそれらに基づく策定の推進に際して、男女共同参画の視点を取り入れるための指針となる総合的な計画としします。また、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画としします。

## 4. 計画の構成

- ・国、県、市における現状と課題
- ・市が目指す姿
- ・目標
- ・主要課題と施策の方向性
- ・具体的な取組事項（各課で取り組む内容）
- ・成果指標（計画の進捗管理と連動）
- ・推進体制

## 5. 計画の名称

第5次潟上市男女共同参画推進計画（仮称）

## 6. 計画の対象期間

令和8年度から令和11年度（2026年度～2029年度）の4年間とします。

（参考）第1次計画：平成18年度～平成22年度（5年間）

第2次計画：平成23年度～平成27年度（5年間）

第3次計画：平成28年度～令和2年度（5年間）

第4次計画：令和3年度～令和7年度（5年間）

## 7. 策定期限（スケジュールは別紙）

令和8年3月までに策定します。

## 8. 策定の体制

### （1）市民の参加による策定

#### ①潟上市男女共同参画推進審議会

計画について調査・審議する市長の附属機関です。識見者、女性団体、商工労働団体、農業団体関係者及び公募市民により構成します。

市長の諮問に応じ、計画案について調査・審議します。

#### ②市民意識調査

計画見直しの際に基礎資料となる市民意識調査を行います。5年前の調査結果と比較し、現在の男女共同参画に関する市民の意識の変化や課題の掘り起こし、市の取り組みの成果を検証します。

#### ③広報・ホームページでの情報提供、パブリックコメント等の実施

計画策定の進捗状況などは、随時広報やホームページで情報提供を行います。また、計画案がまとまった際には、パブリックコメントを実施し、広く意見を募集します。

#### ④ハートフル実行委員会との意見交換

素案の策定にあたり、市民主体の男女共同参画推進団体であるハートフル実行委員会との意見交換を行います。

### （2）庁内策定体制

#### ①潟上市男女共同参画推進本部（本部長：市長）

計画の最終決定を行います。

#### ②潟上市男女共同参画推進本部幹事会（幹事長：総務部長）

推進委員会の検討を基に計画案を作成します。

#### ③潟上市男女共同参画推進委員会（委員長：企画政策課長）

計画案の策定に関する調査・検討を行います。

### （3）事務局

総務部企画政策課